

高知市地域福祉活動推進計画

(令和7～12年度)

高知市地域福祉計画／高知市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和7年3月

高知市

高知市社会福祉協議会

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	5
1 計画の位置付け	6
2 計画の期間	7
3 計画の策定体制	8
4 第2期計画及び中間見直し追加版の総括	9
5 計画策定の背景と趣旨	22
(1) 国の動向	22
(2) 高知市の状況	24
(3) 市民アンケート調査結果	27
(4) 意見交換会結果	33
第2章 計画の基本的事項	37
1 計画の基本理念	38
2 基本目標・体系図及び指標・目標	39
(1) 基本目標・体系図	39
(2) 指標・目標	42
3 計画の推進体制	42
4 圏域の考え方	43
第3章 目標達成に向けた施策の展開	45
基本目標1	46
基本目標2	55
基本目標3	60
基本目標4	68
基本目標5	75
第4章 重層的支援体制整備事業実施計画	83
1 背景・目的	84
2 取組方針（各分野の取組に共通する基本方針）	86
3 具体的な取組	86
(1) 包括的相談支援	86
(2) 多機関協働による支援	90
(3) アウトリーチを通じた継続的支援	91
(4) 参加支援	91
(5) 地域づくりに向けた支援	93

4	推進体制	95
	(1) 関係機関間の連携体制	95
	(2) 災害対応や感染症対策	95
	(3) 事業の評価・検証	96
第5章	再犯防止推進計画	97
1	再犯防止の推進について	98
2	これまでの経過	98
3	再犯防止推進の取組	100
	(1) 更生保護に携わる団体の支援と関係機関の 連携強化	100
	(2) 社会を明るくする運動への支援	101
	(3) 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	101
	(4) 重層的支援体制整備事業の実施	101

～資料編～

1	高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	104
2	高知市地域福祉計画推進協議会条例	105
3	高知市地域福祉活動推進計画の策定経過	107
4	高知市の地域福祉を取り巻く状況	108
5	用語説明 本文中の*印が付いた言葉は、このページをご参照ください。	119
6	高知市・高知市社会福祉協議会関連事業等	132
7	社会福祉法（抜粋）	137



資料編



1 高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日

	所属	役職等	氏名	協議会 役 職	備考
1	国立大学法人高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	教授	玉里 恵美子	会長	
2	高知市地区社会福祉協議会連合会	代表	田所 稔		
3	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄		
4	高知市秦地区社会福祉協議会	理事	葛目 顕		
5	高知市民生委員児童委員協議会連合会	監事	島元 健三	副会長	令和4年 11月30日まで
		副会長	岩田 護	副会長	令和5年 1月12日から
6	サードプレイスすろー	代表	高橋 英美		
7	社会福祉法人昭和会 福祉牧場おおなる園	施設長	佐々木 和秀		
8	社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザ高知	理事 施設長	津野 高敏		
9	社会福祉法人福井保育協会福井保育園	園長	渡辺 秀一		
10	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵		
11	特定非営利活動法人NPO高知市民会議	専務理事	田中 佐和子		
12	特定非営利活動法人地域サポートの会 さわやか高知	会長	三谷 英子		
13	特定非営利活動法人土佐山アカデミー	事務局長	吉富 慎作		
14	はるの大好き！スズメ元気会	会長	大野 瑞穂		令和5年 6月20日まで
			長崎 敬治		令和5年 8月10日から
15	初月地区防災連合会	会長	松下 潤一		令和6年 2月29日まで
	潮江東地区連合防災会	会長	渡辺 智美		令和6年 4月1日から
16	公募委員		木村 徹		

2 高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第46号)

(設置)

第1条 高知市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

3 高知市地域福祉活動推進計画の策定経過

時期	取組	主な内容
令和5年 5月29日	令和5年度第1回 高知市地域福祉計画推進協議会	第2期高知市地域福祉活動推進計画 進捗状況等報告
令和5年 5月～ 令和6年 1月	地域福祉に関するアンケート調査【高知市実施】	(1) 市民対象 (2) 民生委員・児童委員対象 (3) 町内会長・自治会長対象 (4) 専門職対象
	第3期高知市地域福祉活動推進計画策定に向けた意見交換【市社協実施】	(1) 福祉委員対象 (2) ほおっちょけん学習サポーター対象 (3) 生活支援ボランティア対象
令和6年 2月26日	令和5年度第2回 高知市地域福祉計画推進協議会	(1) 第2期高知市地域福祉活動推進計画の進捗状況等報告 (2) アンケート調査結果報告 (3) 意見交換会結果報告
5月30日	令和6年度第1回 高知市地域福祉計画推進協議会	(1) 第2期高知市地域福祉活動推進計画の総括 (2) 第2期高知市地域福祉活動推進計画における取組報告 ①高知市取組 ②市社協取組 (3) 第3期高知市地域福祉活動推進計画策定について
8月6日	令和6年度第2回 高知市地域福祉計画推進協議会	第3期高知市地域福祉活動推進計画概要(案)
9月30日	令和6年度第3回 高知市地域福祉計画推進協議会	第3期高知市地域福祉活動推進計画素案
11月27日	令和6年度第4回 高知市地域福祉計画推進協議会	第3期高知市地域福祉活動推進計画素案
令和6年 12月18日 ～令和7年 1月16日	パブリック・コメント	
令和7年 2月10日	令和6年度第5回 高知市地域福祉計画推進協議会	第3期高知市地域福祉活動推進計画原案

4 高知市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 介護保険要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は増加傾向にありますが，令和17年度をピークに減少に転じることが予測されます。

(単位:人)

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
認定者数計	20,157	20,184	20,065	20,683	20,877	21,057	22,176	23,105	23,025	21,882	21,208
要支援1	2,800	2,815	2,789	2,879	2,902	2,917	3,119	3,186	3,059	2,937	2,896
要支援2	2,562	2,505	2,557	2,644	2,670	2,687	2,805	2,877	2,821	2,708	2,655
要介護1	4,810	4,843	4,874	4,987	5,035	5,079	5,392	5,629	5,539	5,255	5,124
要介護2	3,042	3,044	2,962	3,048	3,076	3,106	3,263	3,412	3,428	3,253	3,139
要介護3	2,408	2,388	2,380	2,475	2,497	2,520	2,649	2,778	2,813	2,662	2,560
要介護4	2,595	2,663	2,692	2,782	2,810	2,840	2,964	3,126	3,231	3,051	2,902
要介護5	1,940	1,926	1,811	1,868	1,887	1,908	1,984	2,097	2,134	2,016	1,932
65歳以上認定者数	19,851	19,876	19,770	20,390	20,589	20,775	21,908	22,861	22,818	21,700	21,043
認定率(高知市)	21.1%	21.0%	20.7%	21.2%	21.4%	21.6%	22.8%	24.0%	23.4%	22.6%	22.9%
認定率(中核市)	19.8%	19.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-

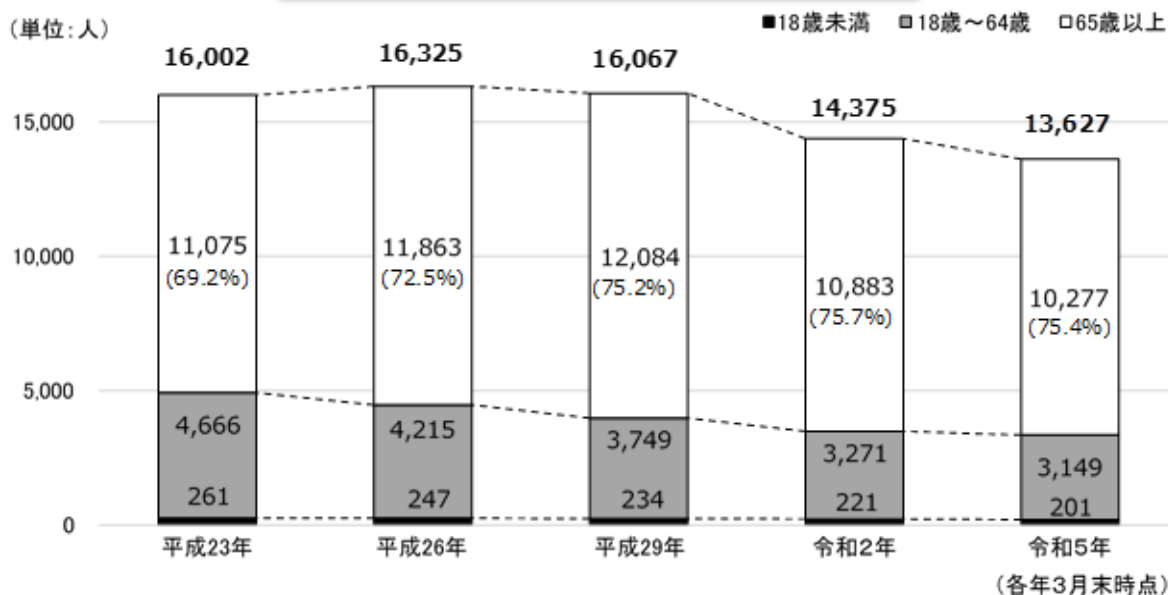
【高知市高齢者保健福祉計画から抜粋】令和6年度以降は本市独自推計による推計値

(2) 障害者手帳等所持者数の推移等

① 身体障がい者

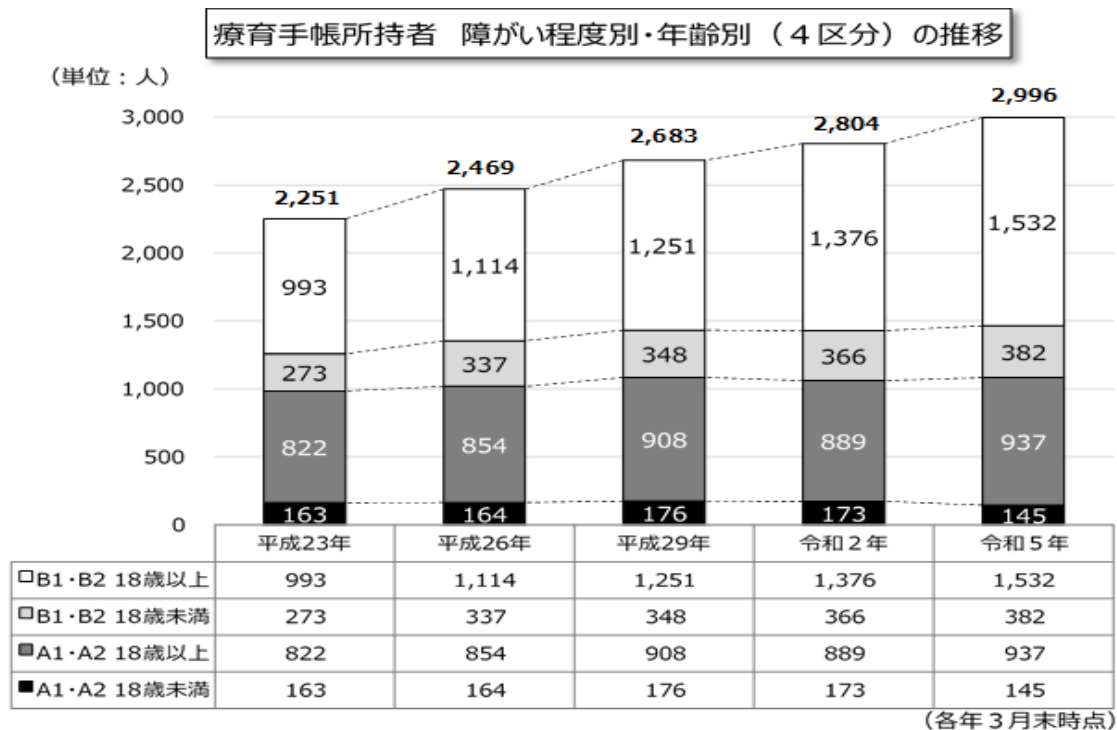
身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっておりますが，65歳以上の占める割合は増加しており，所持者の高齢化が進んでいます。

身体障害者手帳所持者 年齢別(3区分)の推移



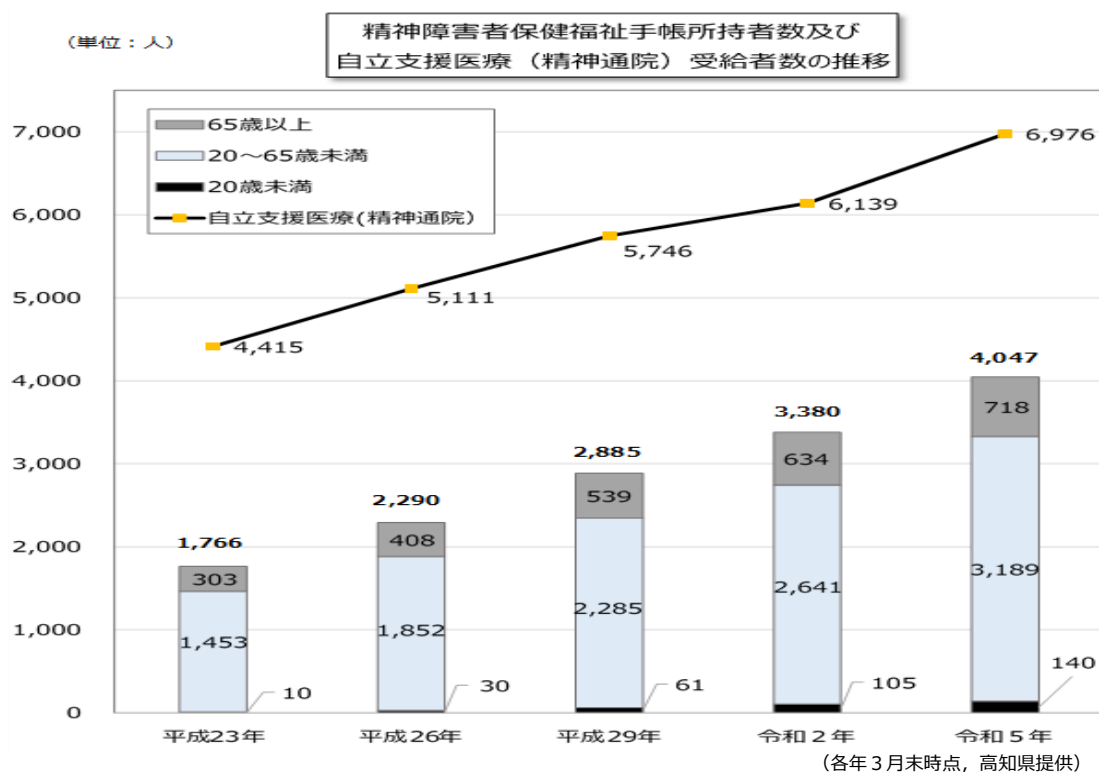
② 知的障がい者

療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、B1・B2（中度・軽度）の伸びが顕著になっています。



③ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）受給者数とも増加しています。



【上記①～③ 高知市障害者計画から抜粋】

(3) 生活保護受給者数

人口減少に伴い、被保護世帯、被保護者数及び保護率は減少傾向にあります。全国、高知県と比較すると依然高い水準となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
被保護世帯	9,032	8,905	8,745	8,557	8,594	8,478	
被保護人	11,621	11,362	10,996	10,640	10,695	10,466	
保護率 (%)	市	35.0	34.5	33.6	32.9	33.4	33.1
	県	26.7	26.4	25.9	25.5	25.5	25.2
	国	16.5	16.4	16.3	16.3	16.3	16.3

(4) 虐待

① 児童虐待

通告件数は220件前後で高止まりの傾向となっています。令和2年度、3年度の件数減少は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による関係機関の休園、休校による影響と考えられます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通告件数	221	230	217	180	191	227
認定件数	157	162	132	89	116	123

② 高齢者虐待

虐待相談・通報件数、判断件数ともに増加しています。高知市の虐待判断率は、全国、高知県と比較しても高い割合となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数	93	96	131	111	122	158
虐待判断件数	43	49	86	70	75	77

③ 障がい者虐待

養護者による虐待、福祉施設従事者等による虐待について、相談受理件数、虐待認定件数ともに増加傾向にあります。

◇養護者による虐待

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談受理件数	9	8	7	16	20	28
虐待認定件数	4	0	3	8	8	14

◇福祉施設従事者等による虐待

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談受理件数	7	4	7	10	15	20
虐待認定件数	2	0	1	0	4	8

◇使用者による虐待

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談受理件数	0	0	0	1	1	0

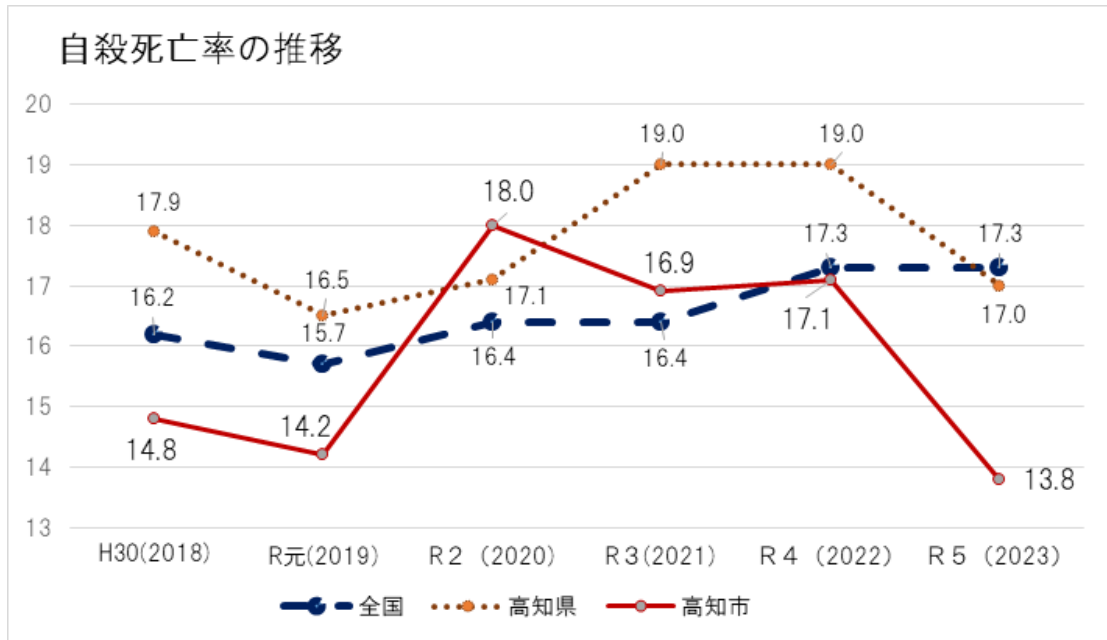
※高知市においては相談受理のみ

(5) 自殺者数

◇自殺者数の推移（人口動態統計）

令和2年には、自殺者数は50人を超え、自殺率も全国・高知県を上回る値になっていましたが、令和5年には、自殺者数は40人台、自殺率も全国・高知県を下回っています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高知県	130	118	121	133	131	116
高知市	49	47	59	55	55	44



出典 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

(6) 各相談窓口における相談対応状況

① 高齢者等の相談

◇高知市地域包括支援センター 相談件数推移（全センター）

相談件数は年々増加傾向であり、相談延件数も多くなっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実件数	13,961	13,967	17,112	19,562	20,989	22,809
相談延件数	38,994	38,982	44,423	53,641	54,157	51,860

【令和5年度相談件数 高知市地域包括支援センター（センター別）】

【直営】

	基幹型	とさやま出張所	南街北街江ノ口	計
相談実件数	1,520	733	1,292	3,545
相談延件数	2,565	1,254	2,650	6,469

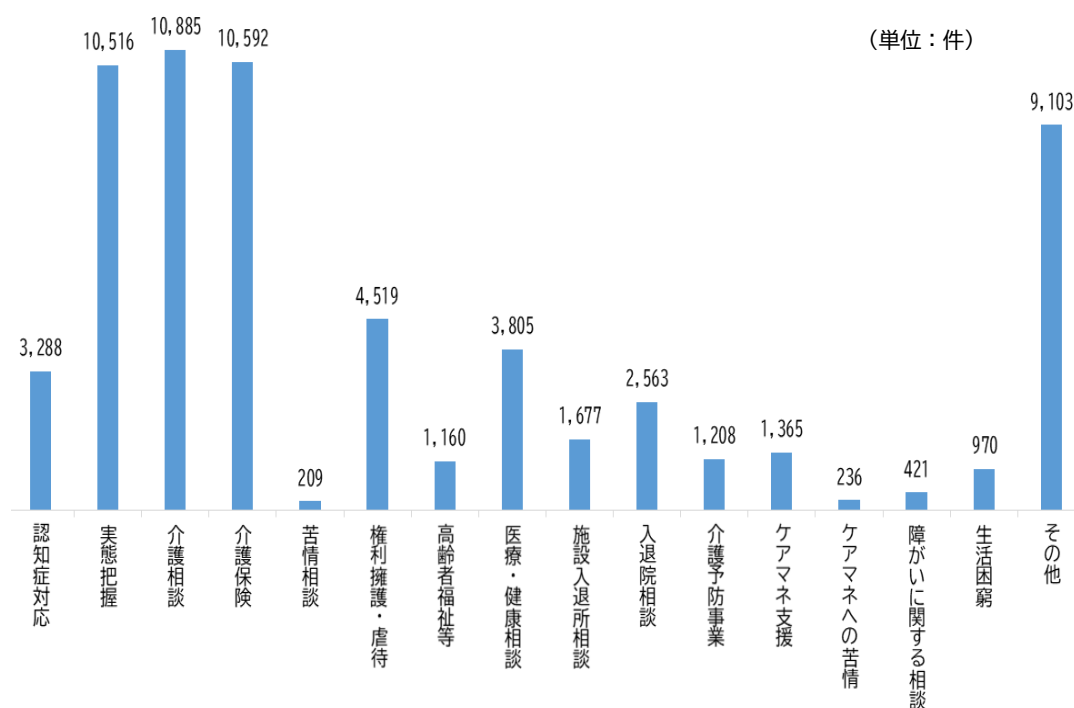
【委託】

	秦	上街高知街小高坂	一宮布師田	下知五台山高須	大津介良	三里	春野
相談実件数	1,213	1,726	1,973	1,454	1,319	934	1,195
相談延件数	2,476	3,642	5,134	3,413	4,225	1,538	2,244

	長浜御豊瀬浦戸	潮江	鴨田	朝倉	初月鏡	旭	計
相談実件数	1,545	2,183	1,516	1,620	794	1,792	19,264
相談延件数	3,317	5,578	3,339	5,213	1,873	3,399	45,391

【令和5年度 高知市地域包括支援センター 相談内容】

地域の方等から「最近見かけなくなった」「高齢者の一人暮らしで心配なので様子を見に行って欲しい」などの相談があり、「実態把握」のための相談件数が多い傾向となっています。



② 障がい者等の相談

◇高知市障害者相談センター 相談件数推移（全センター）

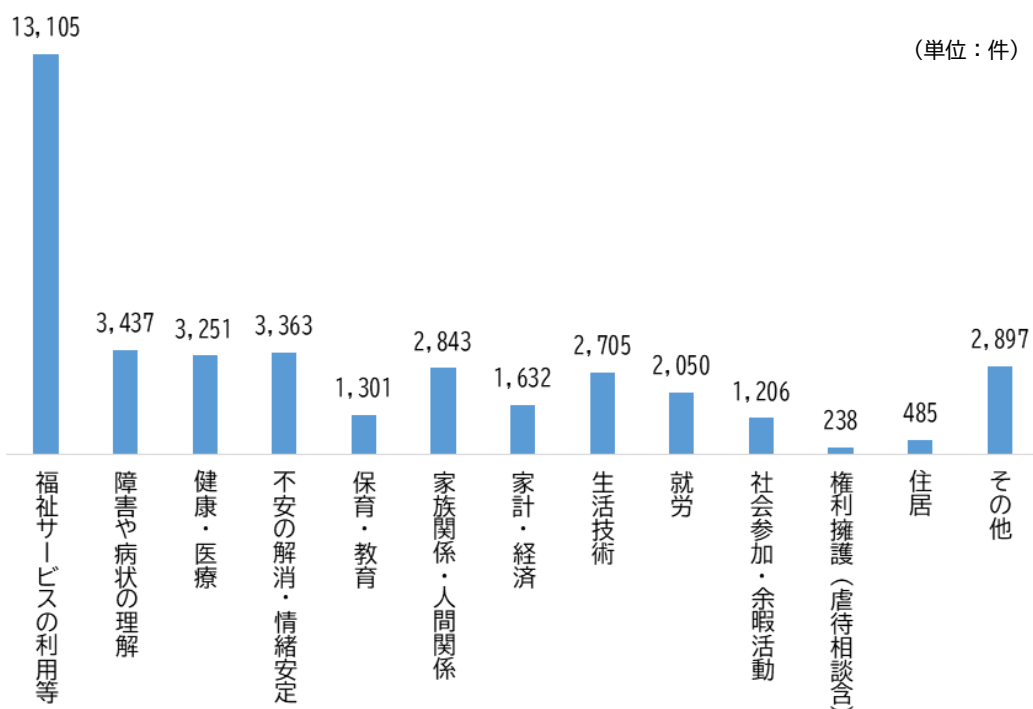
相談件数は増加傾向にあり、「福祉サービスの利用等」、「障害や病状の理解」、「不安の解消・情緒安定」、「健康・医療」といった相談内容が上位を占めています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実件数	1,483	1,268	1,497	1,613	1,714	1,943
相談延件数	30,752	26,278	23,702	21,980	19,407	20,011

【令和5年度 高知市障害者相談センター別相談件数】

	東部	西部	南部	北部	合計
相談実件数	433	509	497	504	1,943

【令和5年度 高知市障害者相談センター 相談内容】



◇精神保健福祉相談件数推移（訪問・来所・電話相談）

相談実件数は400～500件台で推移していますが、訪問・電話相談の延人数は年々増加しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実件数	493	486	495	495	520	495

【精神保健福祉相談対応内訳推移（訪問・来所・電話相談）】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
訪問	121人	367人	113人	430人	124人	462人	106人	345人	130人	479人	179人	696人
来所	-	225人	-	264人	-	200人	-	204人	-	237人	-	184人
電話	-	3,245人	-	3,489人	-	4,422人	-	4,674人	-	5,246人	-	5,423人

◇難病患者支援事業 個別支援件数推移（家庭訪問・来所相談・電話対応）

令和5年度は、災害時個別支援計画作成のために、訪問延人数が増加しています。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
家庭訪問	32人	67人	16人	33人	35人	65人	19人	19人	17人	23人	24人	71人
来所相談	291人	372人	347人	462人	-	400人	-	547人	-	441人	-	403人
電話対応	1,121件		1,203件		981件		898件		798件		715件	

③ 母子保健及び子育て家庭等の相談

◇母子保健訪問指導

ハイリスク妊産婦・乳児・健診の事後フォローや養育困難家庭等に対し、保健師が行った訪問指導件数となっています。

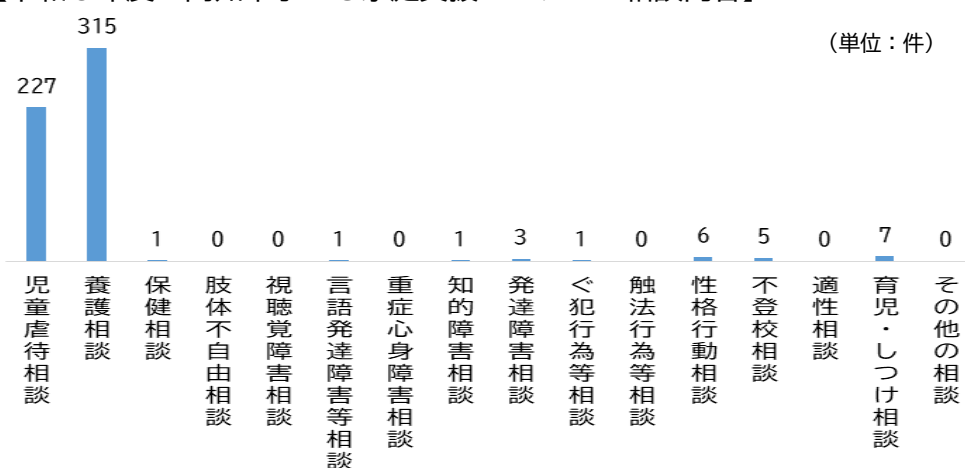
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊婦	103	203	90	179	74	130	56	96	62	124	52	107
産婦	246	582	274	466	224	441	231	400	210	364	147	328
新生児（未熟児除く）	55	77	53	62	47	83	57	71	43	58	52	75
未熟児	23	45	30	51	10	35	13	28	7	7	22	23
乳児（新生児・未熟児除く）	362	899	407	938	350	776	283	485	268	463	306	618
幼児	804	1,094	846	1,175	744	871	504	626	604	686	519	598
その他	21	24	12	29	20	39	11	15	3	3	2	3

◇高知市子ども家庭支援センター 相談件数推移

相談件数は 560 件前後で推移しています。令和 2 年度、3 年度の件数減少は、新型コロナウイルス感染症拡大による関係機関の休園、休校による影響と考えられます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延件数	557	496	458	469	565	567

【令和5年度 高知市子ども家庭支援センター 相談内容】

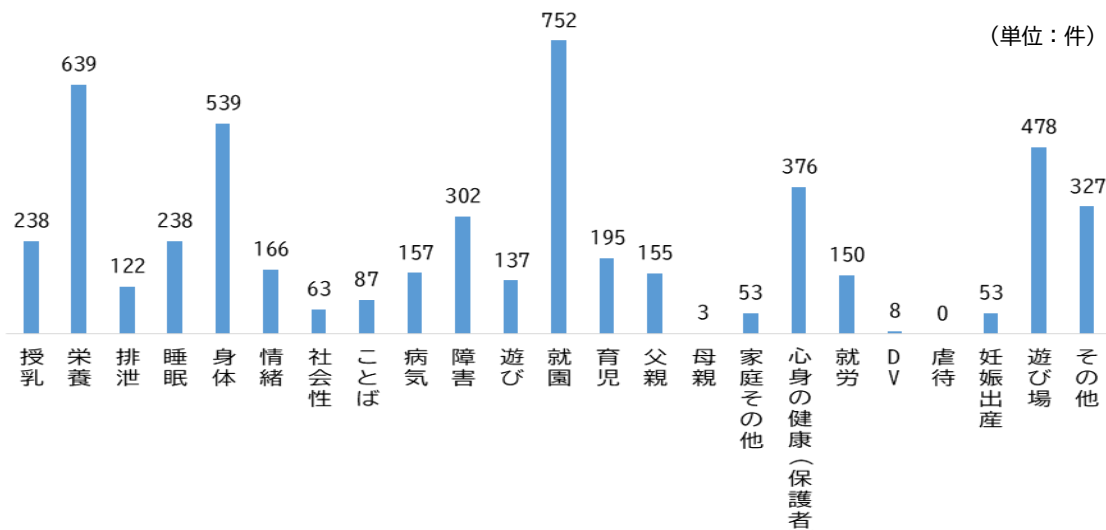


◇高知市地域子育て支援センター 相談件数推移

相談件数については、平成 30 年度から令和 4 年度までは増加傾向でしたが、令和 5 年度は減少に転じています。主な相談内容としては就園、栄養（主に離乳食相談）、子どもの身体に関する内容でした。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延件数	1,951	2,287	3,859	4,386	5,644	5,238

【令和5年度 高知市地域子育て支援センター 相談内容】



◇子ども発達支援センター 個別相談件数推移

子ども発達支援センターへの相談（訪問・電話・来所）実人数及び対応延回数については大幅な増減はありません。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実人数	581	513	492	563	385	481
対応延回数 (訪問回数)	1,972 (421)	1,890 (386)	1,888 (404)	2,036 (321)	1,628 (305)	1,619 (266)

④ 制度の狭間の相談

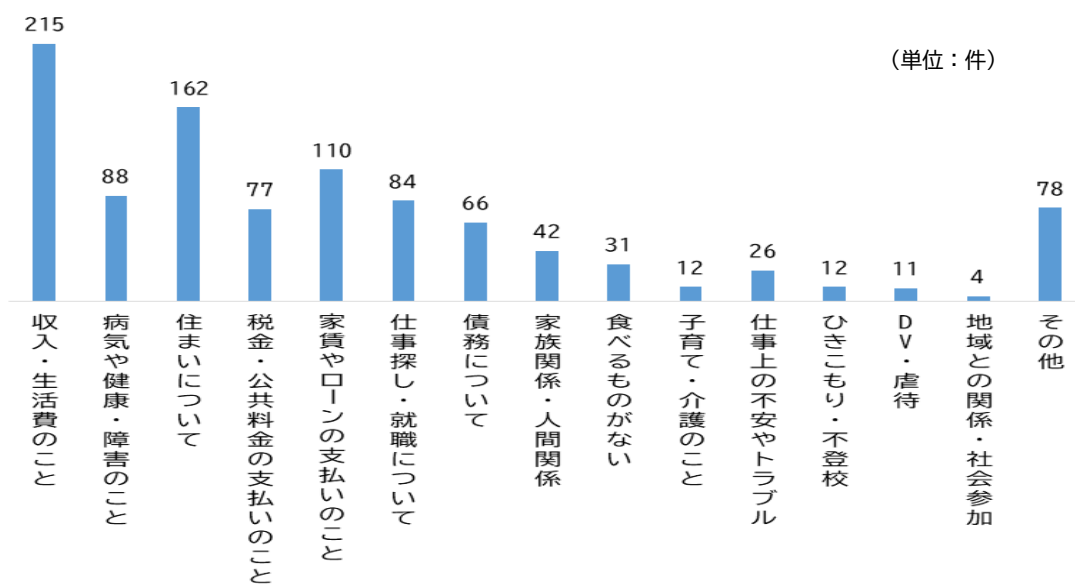
◇高知市生活支援相談センター 相談件数の推移（高知市から市社協への委託）

令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、相談件数は一時的に増加しましたが、現在はコロナ前の水準に戻ってきています。また、コロナ禍を機にそれまでつながりが少なかった就業者等からの相談が増え、相談者層が幅広くなったほか、複雑化・複合化した相談内容も見られます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	699	749	1,384	708	739	586
プラン作成件数	256	189	232	182	139	106
支援終了件数	98	85	109	94	64	68
支援中断件数	2	4	2	2	2	0

【令和5年度 高知市生活支援相談センター 相談内容】

相談機関の役割整理が進む中で、高知市生活支援相談センターでは収入・生活費や住まいに関する相談等、収入関連の相談件数が多い傾向があります。



⑤ 健康等に関する相談

◇来所・電話相談，地域等での健康相談（市健康増進課）

令和2年から令和4年までは減少していましたが，令和5年からは開催回数・延人数も増加しています。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数
健康相談	595	1,966	558	1,930	689	728	452	614	435	809	675	1,221

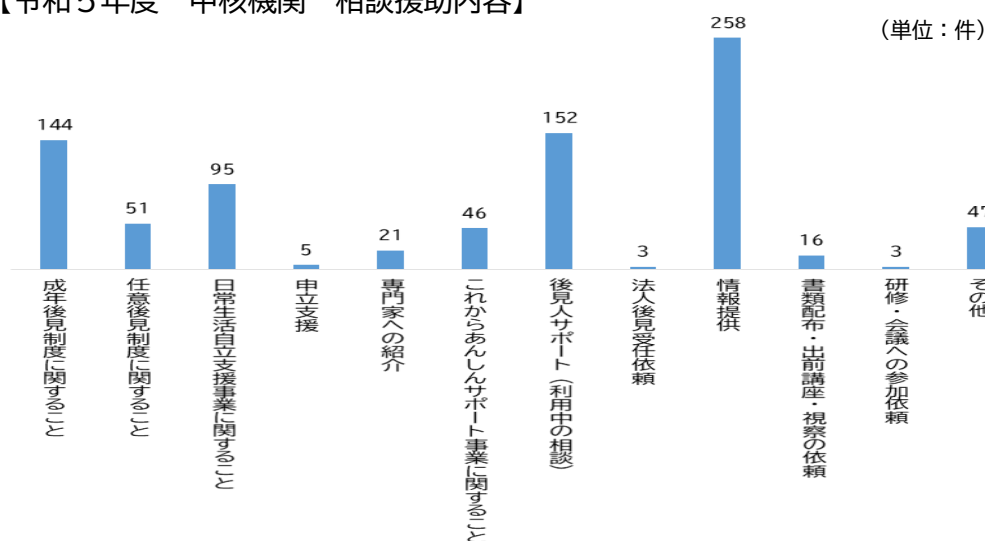
⑥ 権利擁護に関する相談

◇中核機関 初期相談件数推移（市社協）

コロナ禍には相談件数が減少しましたが，総合相談窓口としての周知が進むことで住民や後見人，専門機関等から権利擁護に関わる複合的な課題のある相談が増加しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初期相談件数 （初期相談受付）	452	410	390	397	469	441

【令和5年度 中核機関 相談援助内容】



◇日常生活自立支援事業相談援助等件数推移（市社協）

コロナ禍に減少していた初回相談はそれ以前と同等の件数になっています。また，契約締結件数は減少しているものの，相談援助延件数は徐々に増加しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初回相談件数	106	122	86	86	125	118
相談援助延件数	7,826	5,912	3,941	6,903	5,706	7,014
契約締結件数	26	23	13	17	17	14

⑦ 消費者問題等に関する相談

高齢者や障がい者がインターネット通信販売を利用する機会が増加しており、相談件数は増加する見込みです。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,204	2,148	2,176	1,980	1,994	2,043

(7) 保育所等の待機児童数（各年度4月1日時点）

保育所の増改築による定員の増加や認定こども園・地域型保育事業所の増加、また、出生率低下などの要因に伴い、待機児童数は減少傾向に転じましたが、地域的偏在があります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所待機児童数	43	34	26	11	3	5

(8) 放課後児童クラブ利用児童数（各年度5月1日時点）

令和3年度以降、利用児童数は減少傾向にあります。放課後児童クラブを利用する対象児童数の減少のほか、コロナ禍で児童クラブの利用を控えた家庭が増加したこと等が要因として考えられます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童クラブ対象児童数（1～6年生）	15,471	15,152	14,956	14,608	14,419	14,060
利用児童数 （入会率）	4,078 (26.36%)	4,083 (26.95%)	4,045 (27.05%)	3,878 (26.55%)	3,797 (26.33%)	3,787 (26.93%)
待機児童	69	77	51	30 (うち校区外22)	64 (うち校区外41)	66 (うち校区外57)

※令和3年度までは校区内・外の集計なし

(9) 共同募金

人口や世帯数の減少、自治会・町内会の形成率や加入率の低下等により募金活動の基盤となる地域コミュニティの機能が徐々に衰退していること、また、クラウドファンディング等により非営利団体が独自に行う新たな資金調達の見込みが拡大することなどの影響により、減少傾向が続いています。

(単位：円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般募金	目標額	37,020,000	37,216,000	35,492,000	35,331,000	35,556,000	34,772,000
	実績	31,226,994	30,788,060	29,613,773	28,942,302	28,211,564	27,423,009
歳末たすけあい募金	目標額	11,947,000	11,947,000	11,343,000	10,780,000	10,704,000	10,768,000
	実績	12,014,437	11,963,321	11,658,880	11,598,596	11,296,316	11,056,525

5 用語説明

あ行

■アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

■いきいき百歳サポーター

地域で実施しているいきいき百歳体操会場のサポートを行うボランティア。

■いきいき百歳体操

高知市が介護予防を目的に開発した体操。筋力をつけ、いつまでも元気で過ごせる体をつくることを目的とした錘を使った筋力運動。

■NPO

Non-profit Organization の略であり、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO は法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

■エリア連携会議

職員の相互理解とコミュニケーションの円滑化、個別支援と地域支援の一体的な展開による市社協内での部門間連携の強化を目的に、地域福祉活動推進部門職員と相談支援・権利擁護部門職員が東西南北の圏域ごとに開催している会議。

か行

■家計改善支援事業

生活困窮者自立支援制度に基づく事業のひとつ。家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援するもの。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再建をサポートしている。

■基幹型地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口である市内 14 の地域包括支援センターの統括部門。地域包括支援センターの後方支援と各種事業の企画・調整等の役割を担っている。

■基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族の相談窓口として、障がいの種別や障害手帳の有無にかかわらず、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。

■キャリアパス

目標とする役職や立場などに到達するために必要なスキルや経験、道筋などを示すもの。

■（共生型）福祉サービス

介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所が相互にサービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続の特例として、平成 30 年に設けられた制度。活用することにより、障がい者が 65 歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。また、高齢者だけでなく、障がい児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

■共同募金

都道府県の区域を単位として年 1 回厚生労働大臣の定める期間内に限り寄付金の募集を行い、当該区域内における地域福祉の推進を図るため、寄付金を区域内の社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的としている。

■くらしあんしん応援事業

社会福祉法人による地域における公益的な取組として、生活困窮者等の自立を応援することを目的に、高知市社会福祉法人連絡協議会に参加する社会福祉法人が関係団体等と連携・協働しながら総合相談や経済的支援(現物給付等)を行う事業。

■権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。

■こうち笑顔マイレージ

一定の要件に該当する高知市に住民票のある高知市民が、介護施設等でのボランティア活動に参加したり、「いきいき百歳体操」へ参加したりすること(健康づくり活動)でポイントがたまり、商品券などに還元することができる制度(参加には登録が必要)。活動の種類として「ボランティア活動」と「健康づくり活動」がある。

■高知くらしつながるネット(愛称 Lico ネット)

市内の医療、介護、障がい、子育て支援の支援機関やサービス事業所、集いの場など、地域の生活支援情報を検索できるウェブサイト。「だれもが安心していきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」をめざした取組の一つとして令和 2 年 1 月に運用開始。人と人、人と資源がつながることをイメージした名称とし、「くらし(Living)」「つながる(Connect)」から、愛称を Lico ネット(リコネット)とした。

■高知県居住支援協議会

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)に基づき、高知県が、県内市町村、居住支援団体、福祉関係団体及び不動産関係団体等で組織した協議会。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、構成団体が連携しながら住宅確保要配慮者や賃貸人に対する情報提供や援助等の施策を検討・実施する協議会。

■高知県ひとにやさしいまちづくり条例

障がいのある人や高齢の人を含む、すべての県民が安全で快適に暮らすことができる高知の実現をめざして、県民のあたたかい心に支えられた、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことをめざした条例。

■高知市社会福祉法人連絡協議会

高知市内の高齢・障がい・児童等の各分野の社会福祉法人が集まり、各法人が持つ強みや福祉の専門性を活かすとともに、今まで培ってきた経験を最大限に発揮できるよう組織の枠を超えてつながり、地域住民が安心して暮らせる仕組みづくりを行う協議会。

■高知市生活支援相談センター

生活困窮者自立相談支援機関として相談生活の不安や悩みなどを抱えている人の相談を支援員が受け、本人と一緒に考え解決に向け支援する窓口。

■高知市精神障害者ピアサポーター

ピアサポートとは、当事者としての経験を活かし、仲間として支えあい、解決を見出す手助けをすること。高知市精神障害者ピアサポーターは地域移行・地域定着支援を行うために、精神疾患を経験した者がその経験をいかし、精神障がい者を支援することをいう。

■高知市成年後見サポートセンター

市社協が運営する判断能力が不十分な状態になっても自分らしく住み慣れた地域で生活できるように、本人の意思決定を尊重しながら権利擁護の視点に立ち、様々な生活課題の解決に向けたサポートをする総合相談窓口。

■高知市地域共生社会推進本部

人口減少及び少子高齢化が進む本市において、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的として、庁内の横断的な対応を要する地域課題について情報共有を図り、当該課題の解決に向けた施策を推進するために設置された組織。市長をトップとし、副市長・部局長等で構成している。

■高知市地域防災計画

災害対策基本法第 42 条に基づき、本市の地域における各種災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市や県、防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協

力した災害予防、災害応急、災害復旧活動に当たるための諸施策の基本を定め、本市の総合的な災害対応力の向上を図ることを目的として、高知市防災会議において策定した計画。

■高知市町内会連合会

30の地区連合会と一部の単位町内会で構成されており、自主的で包括的な住民組織として、行政との協働により住民福祉と安全・安心な住みよい街づくりを目的として活動。

■こうちセーフティネット連絡会

高知市生活支援相談センターが事務局となり、定期的を開催している連絡会。「お互いが顔の見える関係づくり」をめざし、生活困窮に関する複合的な課題を抱える相談者に迅速かつ包括的に対応すべく、関係する機関・団体同士の連携協議や情報共有を図っている。

■こうち若者サポートステーション

15歳から49歳までの就職や就学に不安を抱えた若者に寄り添いながら、就労・就学支援を行っている場所。高知県社会福祉協議会が、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」を受託して行っている。

■校内サポートルーム

学校には行けるが自分のクラスには入りづらい時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる居場所。個々の状況に応じた学習や相談支援を行っている。

■子育てサロン

地域住民などによって地域ぐるみで運営される場で、乳幼児とその保護者等が自由に参加し、交流、仲間づくり、情報交換などの子育て支援活動を行っている。

■子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に応じ、必要な情報提供（母子保健サービス・子育て支援サービス等）や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い支援につなげる機関。

■子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談窓口で、18歳未満の子どもや子育て家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、ショートステイ等の事業を行っている。

■子ども食堂

子どもが一人でも気軽にご飯食べに行ける無料または低額の食堂。食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場や、地域の大人たちによる子どもたちを見守る場としての機能が期待されている。

■子ども発達支援センター

子どもの発達や障がいに関する相談窓口。障がいのある子どもに関する相談に対応し、関係機関と連携を取りながら支援する機関。発達に何らかの心配がある子どもの相談・通園事業も実施している。

■個別避難計画

避難行動要支援者ごとの避難に関する計画。

■これからあんしんサポート事業

一人暮らしで、頼れる親族のいない人が市社協と事前に契約することで、認知症等により自身で判断できなくなった時のことや、亡くなった後の事務手続について支援する事業。

さ行

■災害ボランティアセンター

被災者・被災地を主体としながら、ボランティアの協力を得て、地域の復興につなげていくことを目的に、災害時に設置するセンターで、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

■災害ケースマネジメント

個別訪問・相談により、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組。

■自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。災害対策基本法において、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第2条の2第2号）」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

■自主防災組織連絡協議会

自主防災組織等相互の連絡調整を図ることにより、活動の連携及び協力体制を確立し、災害に強い「安心・安全なまちづくり」の実現に寄与することを目的とする協議会。

■自治公民館

社会教育法第42条の「公民館類似施設」として高知市が認定した、地域住民が管理運営をしている公民館。

■市民会館

福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる地域のコミュニティセンターとして、生活上の

各種相談事業をはじめとする社会福祉等に関する様々な事業や人権課題の解決のための活動を総合的に行っている。

■社会参加応援プロジェクト

赤い羽根共同募金を活用した助成金事業で、8050 問題や長期化するひきこもり等、社会的に孤立し、生きづらさを抱えながらも社会とつながりたいと考える人の中間的な受け皿として、各種プログラムを実施し、利用者自身が社会的な居場所や活動を見つけていくためのサポートを行っている。

■住宅確保要配慮者

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯（ひとり親世帯含む）、被災者など住宅の確保に課題を抱え配慮が必要となる者。その属性に応じた適切な住宅が十分供給されなかったり、賃貸人による入居制限等により住宅の確保が困難となったりする場合も少なくないことから、居住の安定の確保が課題となっている。

■住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給の促進や居住の安定の確保を図るための制度で、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの大きな柱からなる。

■重点継続要医療者

医療的ケアの中断が生命の維持に関わる慢性疾患患者。在宅人工呼吸器使用者、在宅酸素療法者、人工透析患者（通院）。

■障害者相談センター

高知市では東西南北の4地域に配置している、障がいのある人の様々な相談を受ける窓口。

■消費生活センター

商品やサービスを購入して困りごとがあったり、被害に遭ったりした消費者からの相談を、専門の相談員が受け付け、解決のための助言やあっせん、情報提供などを行う機関のこと。高知市民の相談先には高知市消費者生活センターと高知県立消費者生活センターがある。

■情報公開・市民相談センター

市政への意見・要望の受付、弁護士や司法書士による無料相談の予約受付、相談窓口の照会、情報公開・個人情報保護に関する相談及び請求の受付等を行う機関。

■自立支援協議会

障がいのある人・障がいのある子ども・その保護者等への支援の体制の整備を図るために設置されている関係機関の方々との協議の会。

■自立支援型地域ケア会議

各地域包括支援センターで高齢者の介護予防・自立支援に向けて多職種による個別事例検討から地域課題の抽出、課題解決に向けたネットワークの構築をめざし開催している会議。

■スクールソーシャルワーカー

児童生徒を取り巻く背景の課題に対して家庭や学校、福祉機関や医療機関等とのネットワークの構築を図り、調整及び連携しながら子どもの環境の改善を図る職種。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援体制の整備を推進していくため、地域資源の把握や不足する資源の開発、生活支援サービス等の提供主体間のネットワーク構築、新たな担い手の養成、地域の生活支援ニーズと取組のマッチング等を行う人。地域包括支援センターに配置している。

■生活支援ボランティア

ゴミ出しの手伝いや電球の交換、見守りや話し相手など、既存の制度や福祉サービスでは対応しきれない、生活上のちょっとした困りごとを無償でお手伝いするボランティア。「得意なこと、できること」を活かして「できる範囲」で活動している。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度。

た行

■第2層協議体

地域包括支援センターの担当地域内を対象に行う協議体。

■宅老所

高齢者等が住み慣れた自宅や地域において介護を必要としない生活を長く送ることができるよう、民家や老人福祉センター等を活用し利用者同士がなごやかに交流できる通所事業で、市内22か所（令和6年4月1日現在）で実施している。

■ダブルケア

晩婚化、出産年齢の高齢化、核家族化等の問題を背景に、育児と介護を同時に担わなければならない状態にあること。

■地域活動支援センター

障がいのある人等が通所し、地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を供与する場。

■地域共生社会

平成 29 年 2 月 7 日の厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されている。

■地域子育て支援センター

乳幼児とその保護者等を対象に、交流の場の提供と促進、育児にかかる相談対応や情報提供、育児講座の開催を行う施設で、地域住民や地域組織と連携した事業も実施している。

■地域コミュニティの再構築

少子高齢化，人口減少社会の到来などによって，将来的な住民自治活動の継続が懸念される中で，今後の地域コミュニティのあり方，協力信頼による住民自治の継続，市民と行政の協働のまちづくりの仕組みづくりをめざすもの。

主な事業として，地域内での連携・協力によって地域課題の解決をめざす仕組みである「地域内連携協議会」の設立・運営に関する支援を行い，地域の将来を見据えた「新コミュニティ計画」の策定及び事業を実施している。

■地域生活課題

社会福祉法第 4 条において、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉，介護，介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。），保健医療，住まい，就労及び教育に関する課題，福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み，あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と定義されている。

■地域内連携協議会

地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いを継続し，地域内での連携・協力による地域課題の解決をめざして，高知市が取り組んでいる地域コミュニティ再構築の一環として，おおむね小学校区ごとに設立を提案している各種団体の連携組織。

■地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう，地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。社会福祉法は地域住民，社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めている。

■地域福祉コーディネーター

地域住民等が主体となり住民に身近な圏域において困りごと（地域生活課題）の相談を包括的に受け止め，課題の解決に資する支援が提供される体制を整備するため，市社協に配置されている専門職。介護，障がい，子育て，生活困窮，まちづくり，防災等の各分野の支援機関やコーディネーター，民生委員・児童委員等と連携，協働しながら，社会資源の把握・活用・開発，地域

福祉の担い手の育成，地域生活課題の解決に向けた地域住民と様々な団体とのネットワークづくりを進める等，高知市型共生社会の推進に取り組んでいる。

■地域包括支援センター

高齢者の総合相談・権利擁護支援・介護予防ケアマネジメント業務等を実施する包括的な相談窓口として，高知市内に14センター設置している。

■地区社会福祉協議会

各地域の福祉をきめ細やかに進めるために，地域住民が構成メンバーとなり，小学校区や中学校区を単位に設置されている。高知市では，概ね行政区を単位にして27地区に組織されている。

■デマンド型乗合タクシー

予約（デマンド）して利用ができる公共交通として，路線バスと同様に決まったルートやエリアを設定したダイヤで乗り合い運行している。

な行

■日常生活自立支援事業

認知症，知的障がい・精神障がい等により判断能力に課題が生じた人に対する，日常生活の金銭管理等（法律行為以外）を支援する事業。

■認知症カフェ

認知症の人やその家族，地域住民，医療や介護の専門職等，誰もが参加できる場。

■認知症サポーター

認知症に関する正しい知識を持ち，地域や職場において認知症の人や家族を支援する人。

■認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で，いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

■農福連携

障がい者等の農業分野での活躍を通じて，自信や生きがいを創出し，社会参加を促す取組。

は行

■8050（はちまるごーまる）問題

80代の親と50代の単身無職の子が同居する世帯，もしくはそれに類する世帯に着目した社会問題。現時点で生活が逼迫しているわけではないが，親の年金等で生計を維持していることにより，親亡き後に子どもが困窮状態になる可能性が高くなると考えられる。

■パブリック・コメント

高知市市民意見提出制度のこと。高知市の基本的な政策の策定に当たって、事前に内容を公表し、市民の皆さんの意見・提言等を広く聴き、それを考慮して意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。

■バリアフリー

高齢者や障がいのある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障がいのある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

■ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが著しく困難である人。

■ファミリー・サポート・センター事業

地域において、託児や送迎などの育児援助を受けたい人(依頼会員)と育児援助を行いたい人(援助会員)がファミリー・サポートセンターに登録し、有償ボランティアによる相互援助活動を行う事業。

■福祉委員

身近な地域で見守り活動や声かけをしながら困りごとを早期発見する地域のアンテナ役で、担当地区の民生委員・児童委員や関係機関と連携して活動を行っている。活動に関する特別な決まりごとや、年齢制限はなく、3年の任期で市社協から委嘱を受け任期中はボランティア保険が適用される。

■福祉教育

「(ふ)だんの(く)らしの(し)あわせ」の実現に向けてみんなで考え、学ぶこと。身の回りの人々や地域との関わりのなかから「ふだんのくらしの」のなかにどのような福祉的課題があるかを自ら学び、課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的としている。

■福祉避難所

高齢者や障がい者等、一般の避難所では生活が困難な人(要配慮者)を対象に設置される指定避難所。民間の社会福祉施設や特別支援学校等の活用を想定し、平時からの協定締結を進めている。

■不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）。

■プラットフォーム

ものごとの土台や基盤を意味する言葉で、施策を進める上での基盤づくりや環境づくりの意味としても用いられている。

■包括的相談支援員

多様化・複雑化した課題を抱える地域住民及びその世帯に対し、相談支援部署が連携・協働して対応するため、関係部署に配置している本市職員。担当分野の職員等からの相談に対する助言、多様化・複雑化した課題等により相談支援関係部署が複数にわたる場合等の調整、マネジメント及び、包括的に相談支援を行うために必要な研修等の企画・運営協力等を担う。

■法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

■ほおっちょけん学習

困っている人がいたら「ほおっちょけん」をキーワードに、他者を気遣う意識や自分が困ったときは助けてと言える”助けられ上手”であり、”助け上手”の「お互いさま」の意識を育てる学習。

■ほおっちょけん学習サポーター

ほおっちょけん学習に参加している地域住民のうち、所定の養成講座を受講し活動している人。「先生」の立場ではなく、同じ地域の一員としてほおっちょけん学習に参画し、世代間における福祉の気持ちを一緒に考える活動を行っている。

■ほおっちょけん相談窓口

どこに相談したらいいかわからない、生活に関するちょっとした困りごとなどを聞き、行政などの専門機関や地域のサービスなど適切な支援につなげるため、地域の薬局や社会福祉法人など多様な主体の協力により設置する住民に身近な地域の相談窓口。

■ほおっちょけんネットワーク会議

ほおっちょけん相談窓口に寄せられる相談内容や住民が日常的に見聞きする困りごと等の共有を図りながら、参加者自らが解決の主体となって新たなつながりや社会資源を生み出していくための話し合いの場。

■ほおっちょけんマンスリーサポーター制度

市社協を月々継続的な寄付により支援する制度。寄せられた寄付金は高知市の地域福祉推進のために活用される。

■ ボランティアセンター

ボランティアに関する事務を行い、ボランティア活動の活性化を図るとともに、ボランティアをしたい人と求めている団体との橋渡し役をしている。

ま行

■ マイプラン方式

避難行動要支援者ごとの避難に関する計画（個別避難計画）を可能な限り要支援者自身で作成する計画作成方式。

■ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けた特別職の地方公務員。地域の中でいろいろな相談に応じたり、適切な支援を行うなど、地域福祉の推進に努めている。

■ 民生委員児童委員協議会連合会

市町村の一定区域ごとに設置され、すべての民生委員・児童委員が所属し、活動している組織。高知市民生委員児童委員協議会連合会は、概ね行政区に分かれた 27 地区の法定単位民生委員児童委員協議会で組織される任意団体で、研修会や先進地視察研修、高知市社会福祉大会等を開催し、民生委員・児童委員の資質向上を図っている。

■ 民生委員児童委員協力員制度

民生委員・児童委員の負担軽減と後継者確保を目的とし導入した制度。民生委員の指示・指導のもと、活動の補助や単位民生委員児童委員協議会が主催する行事の運営等の協力を行う。任期は原則 3 年。

や行

■ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負担が重い状態。

■ UCLA 孤独感尺度

カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した尺度。「UCLA 孤独感尺度」の日本語版の 3 項目短縮版に基づき、3 つの設問（「自分には人とのつきあいがなく感じることがありますか」「自分は取り残されていると感じることがありますか」「自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか」）への回答をスコア化して孤独感を評価するもの。「決してない」を 1 点、「ほとんどない」を 2 点、「時々ある」を 3 点、「常にある」を 4 点としてスコア化。合計スコア（3 点～12 点）が高いほど孤独感が高いと評価。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービス、情報などを提供していこうとする考え方のこと。

■要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等特に配慮が必要な人。

■要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護並びに、要保護児童等及びその保護者への適切な支援を図るため設置された協議会。市、児童相談所、学校、警察等、児童に関わる団体等をもって組織され、情報交換や支援内容の協議等を行う。

基本 目標	施策	高知市社会福祉協議会事業等	市関連事業等
2 地域での強化課題解決力の	2-1 【重点】多様な主体が、つながり課題解決に向けて話し合う場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター活動【再掲】 ・ほおつちよけんネットワーク会議の開催支援【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業(地域づくり)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・高知くらしつながるネット(愛称Licoネット)の運用【地域共生社会推進課】 ・自立支援型地域ケア会議の開催【基幹型地域包括支援センター】 ・第2層協議体の設置・開催【基幹型地域包括支援センター】 ・要保護児童対策地域協議会の運営【子ども家庭支援センター】 ・自立支援協議会の開催【障がい福祉課】
2-2 【重点】課題解決に向けた住民主体の地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター活動【再掲】 ・生活支援ボランティアの養成・活動支援 ・子ども食堂やサロン等、集いの場の活動及び運営支援 ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点継続要医療者への個別支援【基幹型地域包括支援センター、障がい福祉課、健康増進課、子ども育成課】 ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】 ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】 ・地域内連絡協議会の設置及び運営支援【地域コミュニティ推進課】【再掲】 	

<p>基本 目標</p>	<p>3-1</p>	<p>施策</p>	<p>多世代・分野の交流の場づくり</p>
<p>高知市社会福祉協議会事業等</p>	<p>・地域福祉コーディネーター活動【再掲】 ・子ども食堂やサロン等 集いの場の活動及び運営支援【再掲】 ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援【再掲】 ・ボランティアセンター事業の実施【再掲】 ・地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援【再掲】</p>	<p>市関連事業等</p>	<p>重層的支援体制整備事業(参加支援)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・高知くらしつながるネット(愛称Licoネット)の運用【地域共生社会推進課】【再掲】 ・「企業向けまちづくり相談窓口」の設置【地域コミュニティ推進課・地域共生社会推進課】【再掲】 ・高知市町内会連合会の活動及び運営支援【地域コミュニティ推進課】【再掲】 ・地域内連携協議会の設置及び運営支援【地域コミュニティ推進課】【再掲】 ・コミュニティ計画の策定支援【地域コミュニティ推進課】 ・市民活動サポートセンターの設置【地域コミュニティ推進課】【再掲】 ・ふれあいセンター・コミュニティセンターの設置【地域コミュニティ推進課】 ・世代間交流ふれあい事業【文化振興課】 ・市民会館デイサービス事業【人権同和・男女共同参画課】 ・市民会館地域交流事業【人権同和・男女共同参画課】 ・地域づくり研修の開催【基幹型地域包括支援センター】 ：「地域支え合いフォーラム」の開催 ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【基幹型地域包括支援センター】【再掲】 ・認知症カフェの立ち上げ支援【基幹型地域包括支援センター】 ・地域生活支援事業【障がい福祉課】 ：理解促進研修・啓発事業 ：自発的活動支援事業 ：意思疎通支援事業 ：移動支援事業 ：地域活動支援センター機能強化事業 ：専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ：子育てサークル・子育て集いの場(子育てサロン)への助成【子ども育成課】【再掲】 ・地域子育て支援センターの設置【子ども育成課】 ・地域学校協働本部事業における学校支援ボランティアの活用【学校教育課】 ・防災に関する勉強会・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】【再掲】 ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】【再掲】 ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】【再掲】</p>
<p>3-2</p>	<p>【重点】</p>	<p>・地域福祉コーディネーター活動【再掲】 ・生活困窮者就労準備支援事業の実施【市委託事業】 ・ボランティアセンター事業の実施【再掲】 ・生活支援ボランティアの養成・活動支援【再掲】 ・障害者社会参加促進事業の実施【市委託事業】 ・社会参加応援プロジェクトの実施【赤い羽根共同募金助成金事業】</p>	<p>だれもが活躍・参加できるための支援</p>
<p>重層的支援体制整備事業(参加支援)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・防災人づくり塾【防災政策課】 ・就労準備支援事業【福祉管理課⇒市社協への委託】 ・高知市精神障害者ピアサポーター育成【健康増進課】 ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【基幹型地域包括支援センター】【再掲】 ・認知症カフェの立ち上げ支援【基幹型地域包括支援センター】 ・いきいき百歳サポーター養成講座・ステップアップ研修【基幹型地域包括支援センター】 ・こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)【基幹型地域包括支援センター】 ・地域生活支援事業【障がい福祉課】【再掲】 ：地域活動支援センター機能強化事業 ・障害者社会参加促進事業【障がい福祉課⇒市社協への委託】 ・高知市農福連携研究会【障がい福祉課・福祉管理課・農林水産課】 ・子育てサークル活動・子育て集いの場(子育てサロン)への助成【子ども育成課】【再掲】 ・地域子育て支援センター【子ども育成課】 ・放課後子ども教室【子ども育成課】 ・宅老所【高齢者支援課】 ・公民館【文化振興課】 ・市民会館【人権同和・男女共同参画課】</p>	<p>重層的支援体制整備事業(参加支援)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・防災人づくり塾【防災政策課】 ・就労準備支援事業【福祉管理課⇒市社協への委託】 ・高知市精神障害者ピアサポーター育成【健康増進課】 ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【基幹型地域包括支援センター】【再掲】 ・認知症カフェの立ち上げ支援【基幹型地域包括支援センター】 ・いきいき百歳サポーター養成講座・ステップアップ研修【基幹型地域包括支援センター】 ・こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)【基幹型地域包括支援センター】 ・地域生活支援事業【障がい福祉課】【再掲】 ：地域活動支援センター機能強化事業 ・障害者社会参加促進事業【障がい福祉課⇒市社協への委託】 ・高知市農福連携研究会【障がい福祉課・福祉管理課・農林水産課】 ・子育てサークル活動・子育て集いの場(子育てサロン)への助成【子ども育成課】【再掲】 ・地域子育て支援センター【子ども育成課】 ・放課後子ども教室【子ども育成課】 ・宅老所【高齢者支援課】 ・公民館【文化振興課】 ・市民会館【人権同和・男女共同参画課】</p>		

基本 目標	4 4-1	<p>4-1 相談支援機関【重点】の連携強化</p>	<p>高知市社会福祉協議会事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター活動【再掲】 ・「ほおつちよけん相談窓口」の運営支援 ・権利擁護支援地域連携ネットワークにおける中核機関事業の実施【市委託事業】 ・法人後見受任事業の実施 ・日常生活自立支援事業の実施 ・これからはあんしんサポート事業の運営【市委託事業】 ・高知市生活支援相談センターの運営【市委託事業】 ・こうちえーブネットワーク連絡会の開催 	<p>市関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業(包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチを通じた継続的支援)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・相談支援機関の周知【市内相談支援機関所管課】 ・高知市地域共生社会推進本部【包括的支援体制推進部会】の開催【地域共生社会推進課】【再掲】 ・相談支援部署等の人材育成【内外の相談支援機関への研修、(重層的)支援会議の開催】【地域共生社会推進課】 ・「包括的相談支援員」の配置【地域共生社会推進課】 ・「包括的相談支援員会議」の開催【地域共生社会推進課】 ・ほおつちよけん相談窓口の設置・運営支援【地域共生社会推進課】 ・地域包括支援センターの機能強化【基幹型地域包括支援センター】 ・自立支援型地域ケア会議の開催【基幹型地域包括支援センター】【再掲】 ・成年後見制度の利用促進【基幹型地域包括支援センター・障がい福祉課・健康増進課】 ・地域生活支援事業【障がい福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・基幹相談支援センターの設置【障がい福祉課】 ・障害者相談センターの設置【障がい福祉課→相談支援事業所委託】 ・障害者虐待防止センターの設置【障がい福祉課】 ・自立支援協議会の開催【障がい福祉課】【再掲】 ・高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会【子ども育成課、母子保健課、保育幼稚園課、障がい福祉課、教育研究所】 ・生活支援相談センターの設置【福祉管理課→市社協委託】 ・生活困窮者自立相談支援事業【福祉管理課→市社協委託】 ・情報公開・市民相談センターの設置【広聴広報課】 ・消費生活センターの設置【くらし・交通安全課】 ・子育て世代包括支援センター(こどもみらいセンター型)の設置【母子保健課】 ・乳児家庭全戸訪問事業【母子保健課】 ・子育てや家庭に関する相談【子ども家庭支援センター】 ・要保護児童対策地域協議会の運営【子ども家庭支援センター】【再掲】 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【子ども家庭支援センター】 ・子ども発達支援センター相談事業【子ども育成課】 ・地域子育て支援センターの設置【子ども育成課】 ・地域の相談窓口としての市民会館【人権同和・男女共同参画課】 ・市民会館周辺地域巡回事業【人権同和・男女協働参画課】 ・健康相談【健康増進課】 ・難病患者の療養相談、個別支援【健康増進課】 ・精神保健福祉相談【健康増進課】 ・精神障害者アウトリーチ支援事業【健康増進課】 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【子育て給付課】
4-2	地域における見守り・支え合いの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター活動【再掲】 ・「ほおつちよけん相談窓口」の運営支援【再掲】 ・ほおつちよけん学習の実施【再掲】 ・生活支援ボランティアの養成・活動支援【再掲】 ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援【再掲】 ・くらしあんしん応援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業(包括的相談支援、アウトリーチを通じた継続的支援、地域づくり)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・ほおつちよけん相談窓口の設置・運営支援【地域共生社会推進課】【再掲】 ・出前講座 ・「まちづくり」【地域共生社会推進課・地域コミュニティ推進課】【再掲】 ・認知症サポーター養成講座・ステップアップ研修【基幹型地域包括支援センター】【再掲】 ・いきいき百歳サポーター養成講座【基幹型地域包括支援センター】【再掲】 ・子育て集いの場(子育てサロン)への活動支援【子ども育成課】【再掲】 ・心のサポーター養成研修【健康増進課】 	

4 包括的な相談支援体制の充実

基本目標	施策	高知市社会福祉協議会事業等	市関連事業等
5	暮らしやすい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター検討会議及びネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業(参加支援、地域づくり)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく審査【障がい福祉課】 ・住宅セーフティネット制度【住宅政策課】 ・高知市交通バリアフリー基本構想【都市計画課】 ・高知市地域域公共交通計画【交通戦略課】
5	安全・安心につながる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市地域防災計画【防災政策課】 ・災害ケースマネジメント【防災政策課】 ・防災に関する勉強会・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】【再掲】 ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】【再掲】 ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】【再掲】 ・重点継続要医療者支援対策【基幹型地域包括支援センター 障がい福祉課、健康増進課、子ども育成課、健康福祉総務課、地域保健課、教育委員会、保育幼稚園課、地域防災推進課】 ・福祉避難所対策【健康福祉総務課】
5	地域共生社会の実現のための基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター活動【再掲】 ・共同募金等の推進【再掲】 ・地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援【再掲】 ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業(地域づくり)【地域共生社会推進課】【再掲】 ・高知市地域共生社会推進本部の設置・運営【地域共生社会推進課】【再掲】 ・包括的支援体制推進部会の開催【地域共生社会推進課】 ・防災福祉部会の開催【地域コミュニケーション推進課】 ・地域学校協働本部事業【学校教育課】【再掲】 ・コミュニケーション推進事業【学校教育課】【再掲】 ・民生委員児童委員協議会連合会事務局【健康福祉総務課】【再掲】

7 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

- 第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
 - 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務）

- 第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。
- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する事業
 - 二 介護保険法第一百五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
 - 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
 - 四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

- 第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

「ほおっちょけん」の紹介

ワン

あいさつは助け合いのはじまり
「気持ちを声に出してみよう」

アンテナ

一人ひとりがアンテナ役となって
「困っている人を一人ぼっちにしない」

ハナ

小さな困りごとでも発見できる
「とっともよく利くハナ」

手

お手伝いができる「まかせ手」
手伝ってと言える「たすけ手」



ほおっちょけん

誰かひとりにしんどいことを
「まかせっきりにしない」

「ひとりの100歩」より「100人の1歩」を！

＜編集・発行・問い合わせ先＞

高知市健康福祉部 地域共生社会推進課
〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター3階

TEL 088-821-6513

TEL 088-823-9515

FAX 088-821-7230

FAX 088-823-8059

メールアドレス kc-111200@city.kochi.lg.jp

メールアドレス shakyo@kochi-csw.or.jp

※この計画書には概要版があります。概要版については、上記窓口へのお問い合わせのほか、ホームページからもご覧いただけます。

